

令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立雫石高等学校

校長名 佐々木 佳史

1 活動の方針

- 1 部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を義務づけたり、活動を強制したりしない等、健全で適切な部活動体制を推進する。
- 2 学校生活のバランスに十分配慮し、多様な活動を行うことができるよう、休養日や活動時間を適切に設定する。
- 3 過度の練習が生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解し、生徒の健康・安全を第一に考えた活動を推進する。
- 4 教職員と生徒がコミュニケーションを図りながら、目標達成に向けて合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう指導法を工夫する。

2 休養日・活動時間について

- 1 週1回以上の休養日を徹底しながら、年間平均週当たり2日以上休養日の設定に努める。
- 2 通常の1日の実活動時間は、原則として平日2時間程度、休日3時間程度を目安とする。
- 3 定期考査の1週間前から考査終了までは、原則として活動を停止する。
- 4 休日および長期休業の活動については、顧問からの願い出により校長の許可を得て行う。時間については9時～16時30分（原則として午前か午後の活動）とする。

3 活動のきまり

- 1 顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画および活動実績を作成し、校長に提出するとともに当該部の生徒・保護者への情報提供を行うこと。
- 2 活動時間を守り、合理的で効率的・効果的な活動とすること。
- 3 生徒の健康管理に気を配ること。特に、熱中症事故等、気温が著しく上昇し、体調を崩すような厳しい環境下での活動は原則として行わないこと。

4 その他

- 1 部活動に係るいじめ等の問題行動については、未然防止、適切な初期対応の観点から、本校のいじめ防止基本方針等に則った取組を行う。
- 2 部活動顧問等指導者による体罰や生徒の人格を傷つける言動等の不適切な指導を根絶する。
- 3 活動中の事故未然防止に留意し、定期的に施設・設備の点検を実施する。